（様式２）

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和８年 10 月 16 日

横浜市契約事務受任者
道路・交通政策局長　角野　智史

１　契約の概要
戸塚駅東口歩道橋エレベーターＡ号機エレベーターピット排水作業立会業務委託

２　履行（納品）場所
戸塚区戸塚町１２

３　契約日
令和８年９月 17 日

４　履行日又は履行期間
令和８年 11 月 30 日

５　契約金額
82,500 円（うち消費税及び地方消費税相当額 7,500 円）

６　契約の相手方（名称及び所在）
三菱電機ビルソリューションズ株式会社　横浜支社
支社長　鈴木　博之
神奈川県横浜市神奈川区金港町１－７

７　当該随意契約を行わざるを得なかった理由
戸塚駅東口歩道橋エレベーターＡ号機のエレベーターにおいて、ピットへ雨水が流入し冠水しました。
このため、排水業者によるバキューム車を用いた排水作業を実施します。本委託は、当該排水業作業を安全に実施するため、排水業者とは別にエレベーター操作および立会いを緊急契約により実施するものです。

８　契約の相手方の選定理由
当該エレベーターは専門的な操作を要する設備であり、その運用に精通している点検保守会社である三菱電機ビルソリューションズ株式会社以外の事業者では、安全かつ確実な対応が困難です。さらに、本件では排水業者の作業に際し、エレベーター操作

および立会いが必要となることから、これらを適正に遂行できる同社を選定したものです。

9　所管課

道路・交通政策局道路部施設課